

2.3 環境関係法令等に係る項目

2.3.1 環境関係法令等による指定、規制等

(1) 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2.3.1(1)、(2)に示す。

表 2.3.1(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
<p>環境基準の評価方法</p> <p><短期的評価> (二酸化窒素、微小粒子状物質を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 ・一酸化炭素 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。 ・光化学オキシダント 測定を行った日についての 1 時間値の各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 <p><長期的評価> (光化学オキシダントを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% に当たる値 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価を行う。 ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2% 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。 ・微小粒子状物質 微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準 (1 年平均値) と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準 (1 日平均値) と比較する。 	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」 (平成 22 年 3 月 環境省)

表 2.3.1(2) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）

2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の大気の汚染に係る環境基準を表2.3.2に示す。

表 2.3.2 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	1年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については適用しない。

注2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注3) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

3) 規制基準（排出基準）

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物やばいじん、その他有害物質の排出規制が定められている。更新工場はばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀が規制項目となっている。

さらに、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気排出基準が定められており、更新工場も規制の対象となる。

各物質別の排出基準を表2.3.3～表2.3.7に示す。

表 2.3.3 硫黄酸化物の排出基準

<p>量規制（K値規制）</p> $q = K \times 10^{-3} He^2$ <p>q：硫黄酸化物の許容排出量（単位：温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm³毎時）</p> <p>K：地域別に定める定数 大気汚染防止法：7.0 静岡県生活環境の保全等に関する条例：22.2</p> <p>He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高（単位：メートル））</p>

表 2.3.4 ばいじんの排出基準

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号)

施設種類	規模 (t/h)	新設基準値		
		0n	ばいじん (g/Nm ³)	
		(%)	一般	特別
廃棄物焼却炉	4 以上	12	0.04	0.04
	2 以上 4 未満	12	0.08	0.08
	2 未満	12	0.15	0.15

備考：

- この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中のばいじんの量とする。
- この表に掲げる一般排出基準は、ばい煙発生施設ごとに国が定める基準とする。特別排出基準は、大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準（いおう酸化物、ばいじん）とする。
- ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C : ばいじんの量 (g)
 0n : 施設毎に定められた値 (廃棄物焼却炉は 12)
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする)
 Cs : JIS-Z-8808 により測定されたばいじんの量 (g)

表 2.3.5 有害物質（塩化水素）の排出基準

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号)

施設	規模	許容限度 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上又は 焼却能力が 200kg/時以上	700

備考：

- この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中の塩化水素の量とする。
- 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21-0s} \cdot Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg)
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 Cs : JIS-K-0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

表 2.3.6 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号)

施設	最大排ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)
①浮遊回転燃焼方式（連続炉に限る）	4 万以上	450
	4 万未満	450
②特殊廃棄物焼却炉（連続炉に限る）	4 万以上	250
	4 万未満	700
③廃棄物焼却炉（連続炉①、②以外）	4 万以上	250
	4 万未満	250
④廃棄物焼却炉（連続炉以外）	4 万以上	250

備考：

1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中の窒素酸化物の量とする。

2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$$

C：窒素酸化物の量 (cm³)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉は 12）
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が 20%を超える場合にあつては 20%とする。）
 Cs：JIS-K-0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

表 2.3.7 ダイオキシン類の大気排出基準

(平成 11 年総理府令第 67 号)

施設名	施設の種類	新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉（新設）	処理能力：4t/h 以上	0.1ng-TEQ/Nm ³
	処理能力：2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/Nm ³
	処理能力：2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³

備考：

1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。

2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$$

C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉は 12）
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)
 （当該濃度が 20%を超える場合にあつては 20%とする。）
 Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)

(2) 騒音

1) 環境基本法

本市における騒音の環境基準における地域区分とその基準値を表 2.3.8 に示す。

事業予定地は、用途地域の定めのない地域であるため、B 類型に該当する。また、道路に面する地域では、自動車騒音の環境基準は昼間 65 デシベル、夜間 60 デシベルが適用される。事業予定地の主要な廃棄物運搬車両等の通行ルートとなる篠原 258 号線及び舞阪篠原 1 号線は、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当しない。

表 2.3.8 騒音の環境基準
(一般地域)

地域の 類型	該当地域	基準値	
		昼 間	夜 間
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 浜北区の一部区域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第 1 種住居地域 (特別工業地区を除く) 第 2 種住居地域 (特別工業地区を除く) 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域 (浜松飛行場を除く) 旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部区域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60 dB 以下	50 dB 以下
備考： 1 評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル (LAeq、T) による。 2 次表に掲げる地域 (道路に面する地域) については、上表によらず次表のとおりとする。			

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表のとおりとする。		

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼 間	夜 間
70 dB 以下	65 dB 以下
備考： 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等をいう。 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、 ア. 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで イ. 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで	

注) 時間区分は、昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時である。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号)

「環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年 3 月 30 日 浜松市告示第 214 号)

2) 騒音規制法

ア 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.3.9 に示す。

要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

事業予定地は、用途地域の定めのない地域であるため、b 区域が該当する。

表 2.3.9 自動車騒音の要請限度

区域の区分	要請限度値	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

注 1) 時間区分は、昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時である。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

(1) 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲

(2) 2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲

注 3) 区域の区分は以下の通りである。

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、浜北区の一部区域

b 区域：第 1 種住居地域（特別工業地区を除く）、第 2 種住居地域（特別工業地区を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）

「騒音規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年 7 月 1 日 浜松市告示第 334 号）

イ 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2.3.10 に示す。

工場又は事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第 2 種区域が該当する。

表 2.3.10 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第 1 種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第 2 種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	65 dB	60 dB	55 dB
第 4 種区域	70 dB	65 dB	60 dB

注 1) 時間区分は、朝：午前 6 時から午前 8 時、昼間：午前 8 時から午後 6 時、夕：午後 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時である。

注 2) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準並びに第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートルの区域内における規制基準は、この表の規制基準欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 3) 各区域は都市計画法における用途地域のうち、おおむね次の地域とする。

第 1 種：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北区の一部区域

第 2 種：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域（特別工業地区を除く）、第 2 種住居地域（特別工業地区を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部区域

第 3 種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区

第 4 種：工業地域

出典：「騒音規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年 7 月 1 日 浜松市告示第 334 号）

3) 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年12月25日 条例第44号）

静岡県生活環境の保全等に関する条例における特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準を表2.3.11に示す。

事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第2種区域が該当する。

表2.3.11 条例による特定工場等及び特定作業工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	60 dB

注1) 時間区分は、朝：午前6時から午前8時、昼間：午前8時から午後6時、夕：午後6時から午後10時、夜間：午後10時から翌日午前6時である。

注2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

注3) 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

注4) 各区域は都市計画法により定められた次の地域とする。（分区及び工業港区は港湾法）

第1種：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域

第2種：第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域

第3種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）

第4種：工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く。）

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日 静岡県規則第9号）

(3) 振動

1) 振動規制法

ア 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.3.12 に示す。
事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第 1 種区域が該当する。

表 2.3.12 道路交通振動の要請限度

区域の区分	規制基準	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

注 1) 時間区分は、昼間：午前 8 時から午後 8 時、夜間：午後 8 時から翌日午前 8 時である。

注 2) 区域の区分は以下の地域である。

第 1 種：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域（特別工業地区を除く）、第 2 種住居地域（特別工業地区を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、浜北区の一部区域、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部区域

第 2 種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年 7 月 1 日 浜松市告示第 335 号）

イ 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2.3.13 に示す。
事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第 1 種区域の 2 が該当する。

表 2.3.13 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		規制基準	
種 別	該当区域	昼 間	夜 間
第 1 種区域の 1	第 1 種区域	60 dB	55 dB
第 1 種区域の 2	第 2 種区域	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	第 3 種区域	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	第 4 種区域	70 dB	65 dB

注 1) 時間区分は、昼間：午前 8 時から午後 8 時、夜間：午後 8 時から翌日午前 8 時である。

注 2) 該当区域は、騒音規制法に基づく区域である。

注 3) 指定地域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 4) 各区域は都市計画法における用途地域のうち、おおむね次の地域とする。

第 1 種：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北区の一部区域

第 2 種：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域（特別工業地区を除く）、第 2 種住居地域（特別工業地区を除く）、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く）、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部区域

第 3 種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区

第 4 種：工業地域

出典：「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年 7 月 1 日 浜松市告示第 335 号）

2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年12月25日 条例第44号）

静岡県生活環境の保全等に関する条例における特定工場等において発生する振動の規制基準を表2.3.14に示す。

事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第1種区域の2が該当する。

表 2.3.14 条例による特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		規制基準	
種 別	該当区域	昼 間	夜 間
第1種区域の1	第1種区域	60 dB	55 dB
第1種区域の2	第2種区域	65 dB	55 dB
第2種区域の1	第3種区域	70 dB	60 dB
第2種区域の2	第4種区域	70 dB	65 dB

注1) 時間区分は、昼間：午前8時から午後8時、夜間：午後8時から翌日午前8時である。

注2) 該当区域は、騒音規制法に基づく区域である。

注3) 病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

注4) 各区域は都市計画法により定められた次の地域とする。（分区及び工業港区は港湾法）

第1種：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域

第2種：第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域

第3種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）

第4種：工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区（用途地域内の区域を除く。）

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日 静岡県規則第9号）

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準を表 2.3.15 に示す。

規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度又は臭気指数の 2 つの方式があり、対象事業実施区域のある本市では、市内全域で臭気指数による規制が行われている。事業予定地は用途地域の定めのない地域であるため、第 2 地域に該当する。

表 2.3.15 臭気指数規制による規制基準

規制地域の範囲	区 分	規制地域	規制基準値
浜松市全域	第 1 地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	臭気指数 10
	第 2 地域	近隣商業地域 商業地域 用途地域の定めのない地域	臭気指数 13
	第 3 地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域で第 1 地域の区域から 50m 以内の地域	臭気指数 15
	第 4 地域	工業地域 工業専用地域で第 1 地域の区域から 50m を超える地域	臭気指数 17

注 1) 臭気指数とは、法第 2 条第 2 項に規定する臭気指数をいう

注 2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた地域をいい、用途地域の定めのない地域とは同条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域及び都市計画区域外の地域をいう。

出典：「悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域及び第 4 条第 2 項の規定に基づく規制基準」(平成 21 年 9 月 30 日 浜松市告示第 465 号)

(5) 水質

1) 河川及び湖沼

ア 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2.3.16 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2.3.17(1)、(2)に示す。

事業予定地の北側を、都田川水系の新川が流れており、環境基準の水域類型の指定を受けている。BOD 等については、C 類型に指定されており、水生生物保全項目については、生物 B に指定されている。

表 2.3.16 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	セレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2.3.17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.3.17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。					

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

2) 海域

ア 環境基準

環境基本法に基づく生活環境の保全に関する海域の環境基準を表 2.3.18 に示す。

事業予定地の南側に太平洋の遠州灘海域があり、環境基準の水域類型の指定を受けており、海域 A に指定されている。

表 2.3.18 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	/	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	/	/	
備考： 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。 2 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	別に水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
備考： 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）」

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	別に水域類型ごと に指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）」

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに 指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考： 1 基準値は、年間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）」

3) 排水

ア 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2.3.19(1)、(2)に示す。

更新工場は一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、水質汚濁防止法に係る特定施設に該当するが、プラント排水と生活排水は下水道放流する計画であるため、基準が適用される排水はない。

表 2.3.19(1) 排水基準 (有害物質に関する項目)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	シマジン	0.03mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外) 15mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸 酸性窒素の合計量 100mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		

注 1) 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際、現に湧出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

出典: 「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条別表第 2」 (平成 11 年 12 月 27 日 政令第 433 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 1 条別表第 2」 (平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

表 2.3.19(2) 排水基準（生活環境に係る項目）

項 目		許容限度	項 目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)		5.8 以上 8.6 以下 (海域以外) 5.0 以上 9.0 以下 (海域)	銅含有量		3mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 (日間平均 120) mg/L	亜鉛含有量		2mg/L
化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均 120) mg/L	溶解性鉄含有量		10mg/L
浮遊物質 (SS)		200 (日間平均 150) mg/L	溶解性マンガン含有量		10mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L	クロム含有量		2mg/L
	動植物油脂類 含有量	30mg/L	大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
フェノール類含有量		5mg/L	窒素含有量		120 (日間平均 60) mg/L
			燐含有量		16 (日間平均 8) mg/L

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2) この表の排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

注 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

注 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

イ 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例

(昭和47年7月11日 条例第27号)

静岡県における水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例に基づく、浜名湖水域に排出される排出水に適用する上乗せ排水基準を表2.3.20(1)、(2)に示す。

表2.3.20(1) 条例に基づく上乗せ排水基準（浜名湖水域、抜粋）

排出水の区分	有害物質の種類及び許容限度（最大）					
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、ジアジホス及びEPNに限る)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル以上である特定事業場に係る排出水	0.002 mg/L	0.2 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.001 mg/L	8 mg/L
1日の平均的な排出水の量が800立方メートル未満である特定事業場に係る排出水	0.002 mg/L	—	0.1 mg/L	—	0.001 mg/L	8 mg/L

注1) 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

注2) この表において「特定事業場」とは、特定施設（政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。）を設置する工場又は事業場（旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。）をいう。

注3) ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。

注4) ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、次に掲げる排出水については適用しない。

(1) この条例の施行の際現に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排出水（食料品製造業（乳製品製造業を除く。）、染色整理業、砕石業若しくは砂利採取業又はし尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く。）若しくは下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。）

(2) 昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場（この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排出水（し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く。）又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。）

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例 別表第12」（昭和47年7月11日 静岡県条例第27号）

表 2.3.20(2) 条例に基づく上乘せ排水基準（浜名湖水域、抜粋）

排水水の区分（昭和 47 年 8 月 1 日以後において設置される特定事業場（この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排水水）				その他のもの	
				1 日の平均的な排水水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	1 日の平均的な排水水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの
項目及び許容限度	生物化学的酸素要求量	mg/L	日間平均	15	15
			最大	20	20
	化学的酸素要求量	mg/L	日間平均	15	15
			最大	20	20
	浮遊物質	mg/L	日間平均	20	20
			最大	30	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	最大	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	最大	—	—
	フェノール類含有量	mg/L	最大	0.2	1
	銅含有量	mg/L	最大	1	1
	亜鉛含有量	mg/L	最大	1	1
	溶解性鉄含有量	mg/L	最大	—	—
	溶解性マンガン含有量	mg/L	最大	—	—
クロム含有量	mg/L	最大	0.4	2	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均	—	—	

注 1) 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

注 2) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 3) 上乘せ排水基準（銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。）は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。

注 4) この表において「特定施設」とは、政令別表第 1 第 19 号及び改正前の政令別表第 1 に掲げる施設をいう。

注 5) この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。）をいう。

注 6) 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注 7) 一の特定事業場が 2 以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

注 8) 1 日当たりの平均的な排水水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係る排水水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成 18 年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例 別表第 12」（昭和 47 年 7 月 11 日 静岡県条例第 27 号）

(6) 自然環境保全に係る地域の指定状況

事業予定地及びその周辺における「静岡県土地利用基本計画」に基づく指定状況は以下のとおりである。

1) 自然環境保全地域

事業予定地及びその周辺における自然環境保全地域を図 2.3.1 に示す。

事業予定地及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域に指定されている場所はない。また、静岡県自然環境保全条例では、原生自然環境保全地域及び県立自然環境保全地域を指定しているが、事業予定地のある本市には、自然環境保全地域に指定されている場所はない。

2) 自然公園地域

事業予定地及びその周辺における自然公園地域を図 2.3.1 に示す。

事業予定地及びその周辺には、自然公園地域に指定されている場所はない。

なお、事業予定地のある本市には、静岡県自然環境保全条例に基づく自然公園として「浜名湖県立自然公園（公園面積 16,708ha）」がある。

3) 風致地区

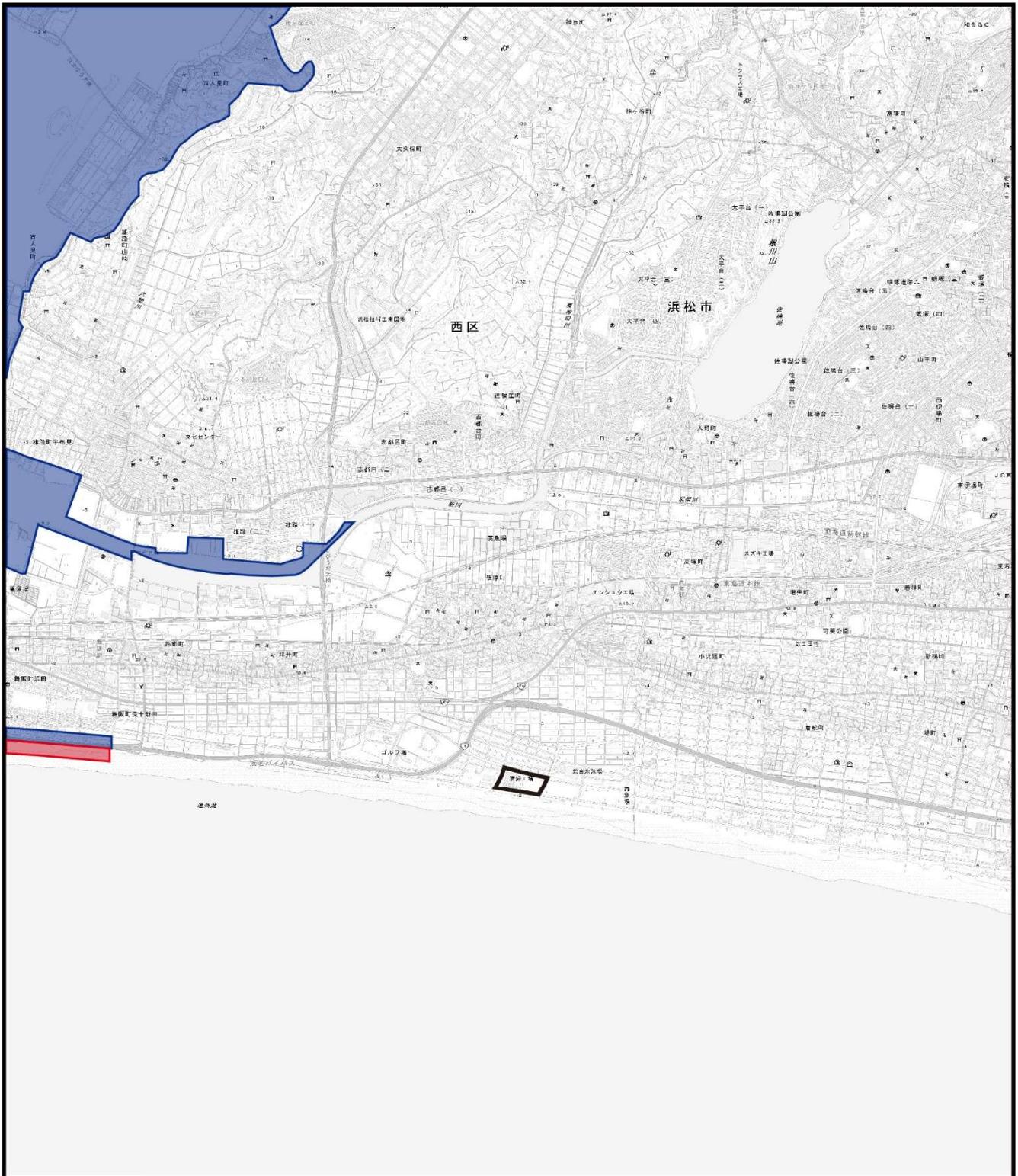
事業予定地及びその周辺における風致地域を図 2.3.2 に示す。

遠州灘の海岸一帯は、第 1 種及び第 2 種風致地区に指定されており、事業予定地敷地境界の南側及び東側は「海岸風致地区」となっている。

4) 鳥獣保護地区

事業予定地及びその周辺における鳥獣保護地区を図 2.3.3 に示す。

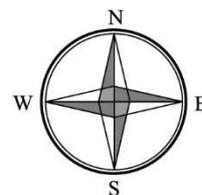
事業予定地及びその周辺は、「天竜川以西遠州灘鳥獣保護区」の区域内となっている。



凡 例

- 事業予定地
- 国定・県立自然公園（第2種特別地域）
- 国定・県立自然公園（普通地域）

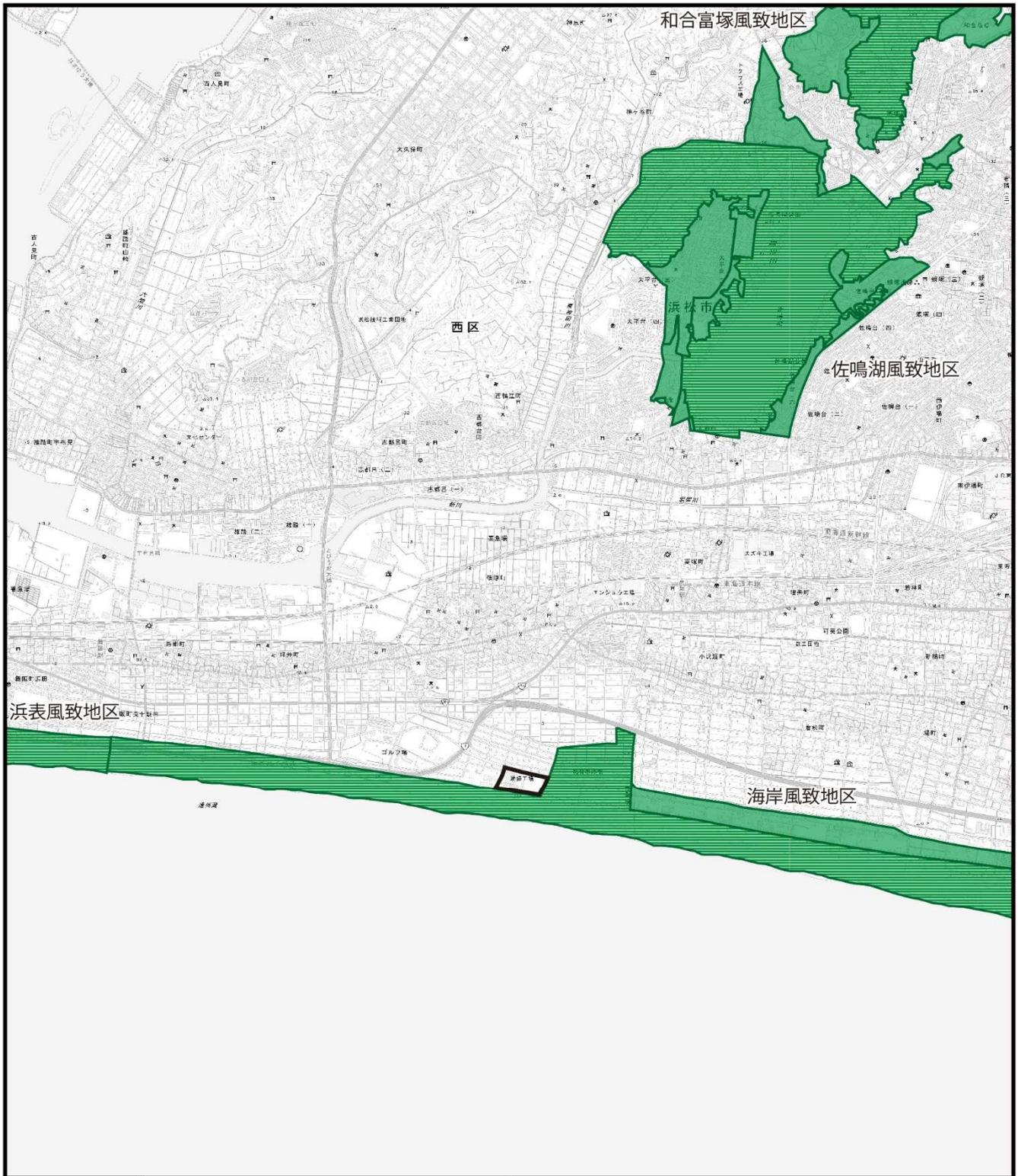
図2.3.1 自然環境保全地域及び自然公園の状況



Scale 1/50,000

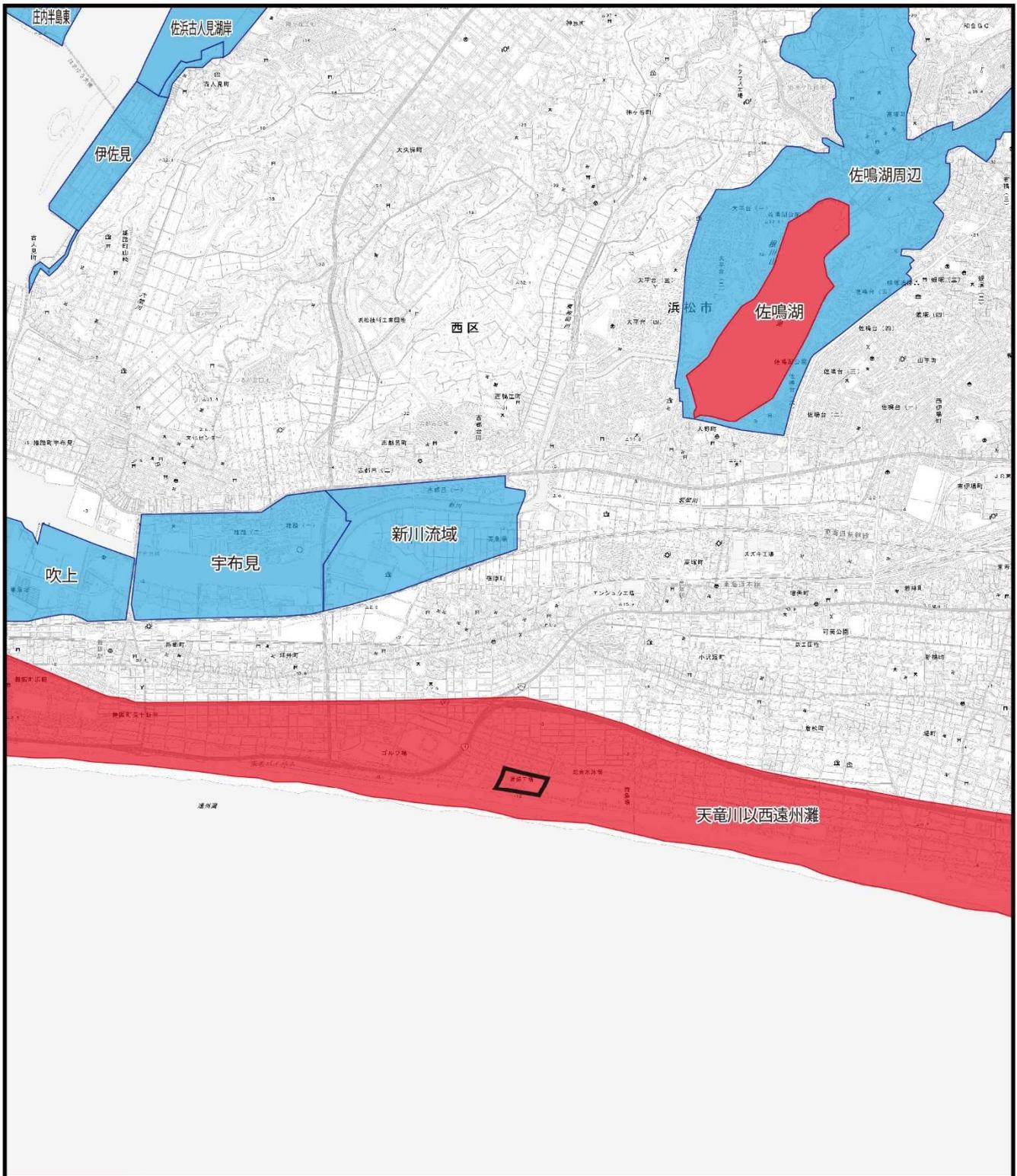


この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：静岡県地理情報システム（国定・県立自然公園及び自然環境保全地域GIS）



<p>凡 例</p>	<p>図2.3.2 風致地区の状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地 第1種風致地区 第2種風致地区 	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Scale 1/50,000</p> </div>

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：浜松市都市計画マップ（浜松市ホームページ 浜松市地図情報サイト）



<p>凡 例</p>	<p>図2.3.3 鳥獣保護区の状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地 鳥獣保護区地域 特定猟具（銃）使用禁止区域 	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Scale 1/50,000</p> </div>

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：静岡県地理情報システム（鳥獣保護区GIS）

2.3.2 生活環境の状況等

(1) 大気質

1) 大気汚染物質

本市では、大気汚染防止法に基づき、大気汚染常時監視を実施している。事業予定地周辺においては、一般環境大気測定局の「浜松中央局」、「西部局」及び自動車排出ガス測定局の「R-257 局」の3地点が設置されている。

大気質の状況を表 2.3.21 に、測定局の位置を図 2.3.4 に示す。

令和4年度においては、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、3局とも環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。なお、西部局では一酸化炭素、R-257 局では二酸化硫黄及び光化学オキシダントの測定は行っていない。

表 2.3.21 大気質の状況（令和4年度）

測定項目 測定局 (測定点)		二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		微小粒子状物質		
		日平均値の2%除外値		日平均値の年間98%値		日平均値の2%除外値		日平均値の2%除外値		昼間の1時間値の最高値		日平均値の年間98%パーセンタイル値		
		(ppm)		(ppm)		(ppm)		(mg/m ³)		(ppm)		(μg/m ³)		
一般局	浜松中央(西部中)	○	0.001	○	0.011	○	0.4	○	0.022	×	0.092	○	16.0	7.3
	西部(神久呂小)	○	0.001	○	0.010			○	0.028	×	0.109	○	16.8	7.1
自排局	R-257(伝馬町)			○	0.019	○	0.4	○	0.025			○	16.3	7.5
評価方法		(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		(長期的評価) 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下に維持されること。		(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。		(短期的評価) 年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。		(長期的評価) 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。		

注) 環境基準を達成した測定項目は“○”、達成しなかった測定項目は“×”、空欄については測定を行っていない。

出典：「令和4年度 浜松市の環境測定結果」（令和5年9月 浜松市環境部環境保全課）

また、本市は、現工場の周辺において、毎年度環境モニタリング調査を行っている。令和3年度における大気質の測定結果を表2.3.22に、測定地点を図2.3.4に示す。

令和3年度においては、いずれの地点においても環境基準値を達成していた。

表2.3.22 大気質の状況（令和3年度モニタリング調査）

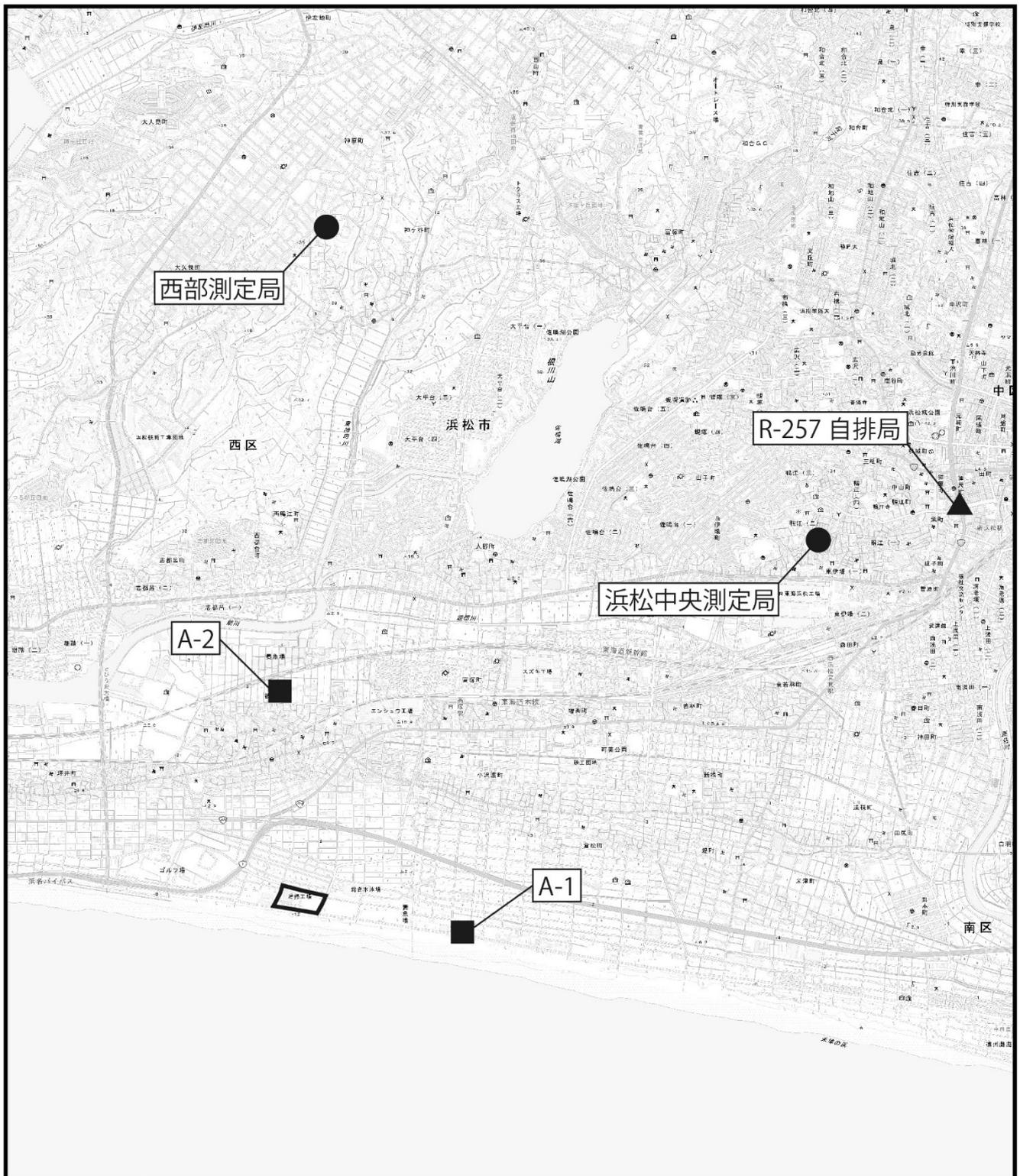
項目		単位	A-1	A-2
二酸化硫黄	期間平均	ppm	0.001 (最大値0.003、最小値0.001)	0.002 (最大値0.007、最小値0.001)
	日平均	ppm	0.001 (最大値0.002、最小値0.001)	0.002 (最大値0.003、最小値0.002)
	時間平均	ppm	0.001 (最大値0.002、最小値0.001)	0.002 (最大値0.005、最小値0.001)
	日平均が基準値を超えた日数	日	0	0
一酸化窒素	期間平均	ppm	0.003 (最大値0.014、最小値0.001)	0.001 (最大値0.004、最小値0.001)
	日平均	ppm	0.003 (最大値0.005、最小値0.001)	0.001 (最大値0.001、最小値0.001)
	時間平均	ppm	0.003 (最大値0.005、最小値0.002)	0.001 (最大値0.001、最小値0.001)
二酸化窒素	期間平均	ppm	0.008 (最大値0.042、最小値0.002)	0.005 (最大値0.024、最小値0.001)
	日平均	ppm	0.008 (最大値0.018、最小値0.003)	0.005 (最大値0.010、最小値0.001)
	時間平均	ppm	0.008 (最大値0.013、最小値0.004)	0.005 (最大値0.008、最小値0.003)
	日平均が基準値を超えた日数	日	0	0
窒素酸化物	期間平均	ppm	0.011 (最大値0.051、最小値0.003)	0.006 (最大値0.025、最小値0.002)
	日平均	ppm	0.011 (最大値0.023、最小値0.004)	0.006 (最大値0.011、最小値0.002)
	時間平均	ppm	0.011 (最大値0.016、最小値0.007)	0.006 (最大値0.009、最小値0.004)
浮遊粒子状物質	期間平均	ppm	0.005 (最大値0.024、最小値0.001)	0.004 (最大値0.022、最小値0.001)
	日平均	ppm	0.005 (最大値0.008、最小値0.002)	0.004 (最大値0.006、最小値0.002)
	時間平均	ppm	0.005 (最大値0.009、最小値0.001)	0.004 (最大値0.007、最小値0.001)
	日平均が基準値を超えた日数	日	0	0
風速	期間平均	m/s	4.2 (最大値11.9、最小値0.6)	4.3 (最大値11.3、最小値0.5)
	日平均	m/s	4.2 (最大値5.8、最小値2.3)	4.3 (最大値6.0、最小値2.2)
	時間平均	m/s	4.2 (最大値6.4、最小値2.8)	4.3 (最大値6.2、最小値2.9)

注) 期間平均：測定期間（7日間）の1時間値のすべてを平均したもの。

日平均：測定期間の1時間値を1日ごとに平均したもの。

時間平均：測定期間の1時間値を同じ時間帯で平均したもの。

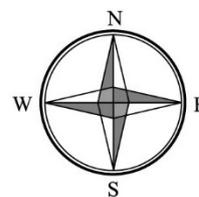
(例：0時台の1時間値の1週間平均、全部で24個のデータとなる。)



凡 例

- 事業予定地
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局
- モニタリング調査地点

図2.3.4 大気質測定位置図



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2) 有害大気汚染物質等

本市の自動車排出ガス測定局（R-257）における有害大気汚染物質の測定結果を表 2.3.23 に、測定局の位置を図 2.3.4（前出）示す。

令和 4 年度においては、環境基準又は指針値の設定されているいずれの有害大気汚染物質も、基準等を達成している。

表 2.3.23 有害大気汚染物質等の測定結果（R-257 測定局）（令和 4 年度）

物質名	単位	年平均値	最大値	全国平均値 (R3)	環境基準値及び 環境指針値
ベンゼン	μg/m ³	0.74	2.1	0.89	3 注1)
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.031	0.098	0.33	130 注1)
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.011	0.033	0.090	200 注1)
ジクロロメタン	μg/m ³	1.3	3.2	1.7	150 注1)
アクリロニトリル	μg/m ³	0.12	0.20	0.062	2 注2)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.007	0.036	0.024	10 注2)
クロロホルム	μg/m ³	0.13	0.20	0.19	18 注2)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.057	0.12	0.13	1.6 注2)
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.059	0.17	0.087	2.5 注2)
トルエン	μg/m ³	3.9	7.3	8.5	—
塩化メチル	μg/m ³	1.3	1.9	1.4	94 注2)
アセトアルデヒド	μg/m ³	4.2	6.6	2.2	120 注2)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.7	4.0	2.6	—
水銀及びその化合物	μg/m ³	0.0014	0.0016	0.0017	0.04 注2)
ニッケル化合物	μg/m ³	0.0011	0.0020	0.0027	0.025 注2)
ヒ素及びその化合物	μg/m ³	0.00042	0.0016	0.00093	0.006 注2)
ベリリウム及びその化合物	μg/m ³	0.0000060	0.000019	0.000018	—
マンガン及びその化合物	μg/m ³	0.0064	0.017	0.021	0.14 注2)
クロム及びその化合物	μg/m ³	0.0020	0.0049	0.0044	—
ベンゾ[a]ピレン	μg/m ³	0.000029	0.000056	0.00013	—
酸化エチレン	μg/m ³	0.034	0.055	0.068	—

注 1) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示 4 号）

注 2) 有害大気汚染物質の指針値（平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004）、（平成 18 年 12 月 20 日 環水大総第 061220001 号）、（平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号）、（平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015004）、（平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号）、（令和 2 年 8 月 20 日 環水大総発第 2008201 号）

注 3) 全国平均値は、令和 3 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）による。

出典：「令和 4 年度 浜松市の環境測定結果」（令和 5 年 9 月 浜松市環境部環境保全課）

(2) ダイオキシン類

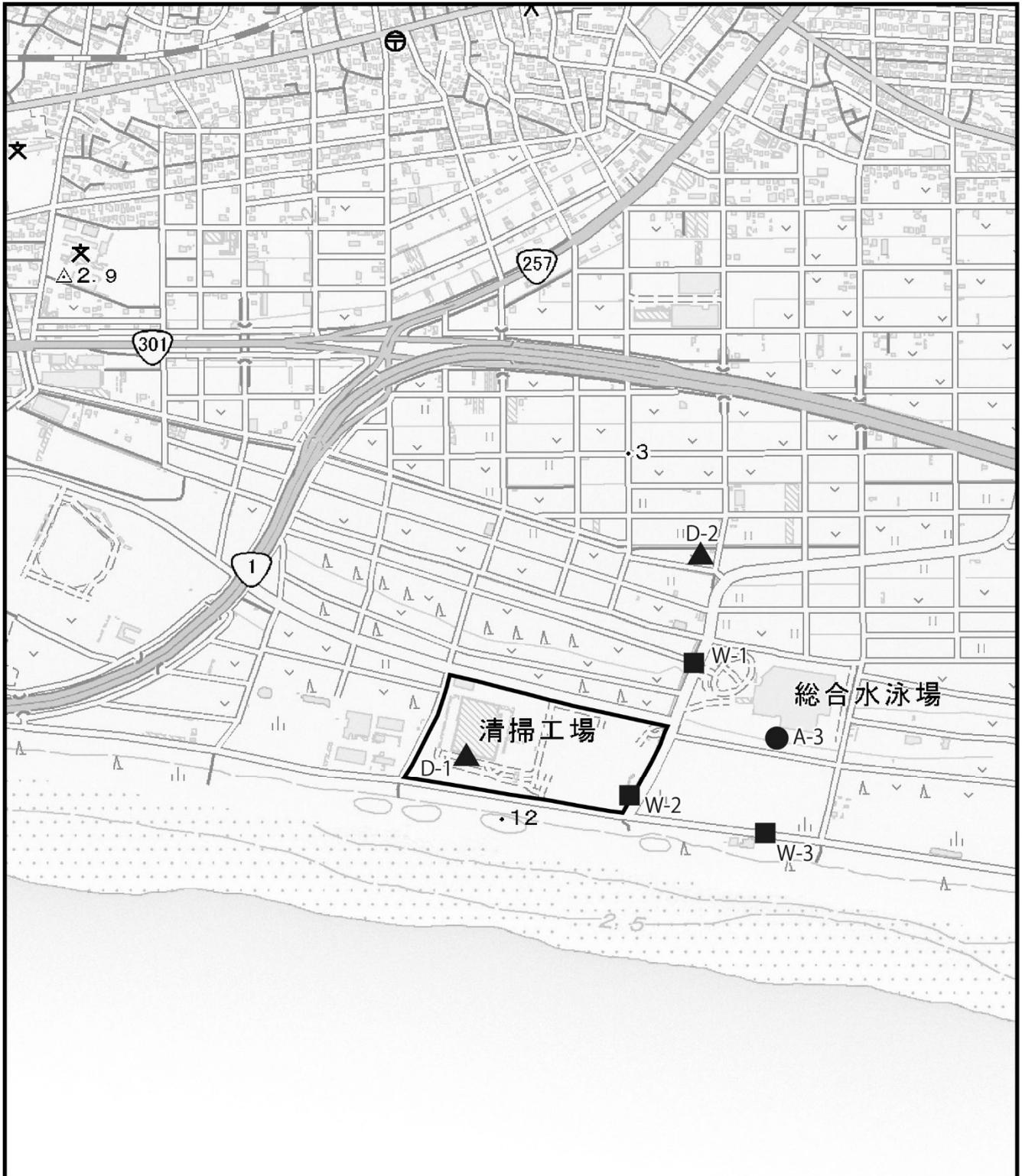
本市は、現工場の周辺において、毎年度環境モニタリング調査を行っている。令和3年度におけるダイオキシン類の測定結果を表2.3.24に、測定地点を図2.3.5に示す。

令和3年度においては、いずれの地点においても環境基準値を達成していた。

表 2.3.24 ダイオキシン類の測定結果（令和3年度）

測定項目	測定地点	単位	測定結果	環境基準	適否
大気質	A-3	pg-TEQ/m ³	0.021	0.6 以下	○
河川水質	W-1	pg-TEQ/L	0.085	1 以下	○
	W-2	pg-TEQ/L	0.044		○
	W-3	pg-TEQ/L	0.052		○
河川底質	W-1	pg-TEQ/g	0.68	150 以下	○
土壌	D-1	pg-TEQ/g	0.15	1,000 以下	○
	D-2	pg-TEQ/g	0.095		○

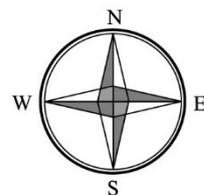
環境基準) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水質の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境省告示第68号）



凡 例

- 事業予定地
- ダイオキシン類測定地点
- 大気質
- 河川
- ▲ 土壌

図2.3.5 ダイオキシン類測定地点図



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(3) 騒音

1) 環境騒音（一般地域）

本市は、騒音規制法に基づき、毎年度市内の環境騒音（一般地域）の常時監視を実施している。事業予定地周辺の環境騒音の状況を表 2.3.25 に、測定地点を図 2.3.6 に示す。

令和 4 年度においては、昼夜間とも環境基準値を達成していた。

表 2.3.25 環境騒音（一般地域）測定結果（令和 4 年度）

測定地点 (所在地)	用途地域	地域 類型	時間 区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
雄踏図書館 (中央区雄踏町宇布見)	第二種中高層 住居専用地域	A	昼間	50	55
			夜間	43	45

注) 時間区分：昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～翌日の午前 6 時まで

出典：「令和 4 年度 浜松市の環境測定結果」（令和 5 年 9 月 浜松市環境部環境保全課）

2) 自動車交通騒音（道路交通騒音）

本市は、騒音規制法第 18 条に基づき、市内における自動車騒音状況の常時監視を実施している。自動車交通騒音（道路交通騒音）の状況を表 2.3.26 に、測定地点を図 2.3.6 に示す。

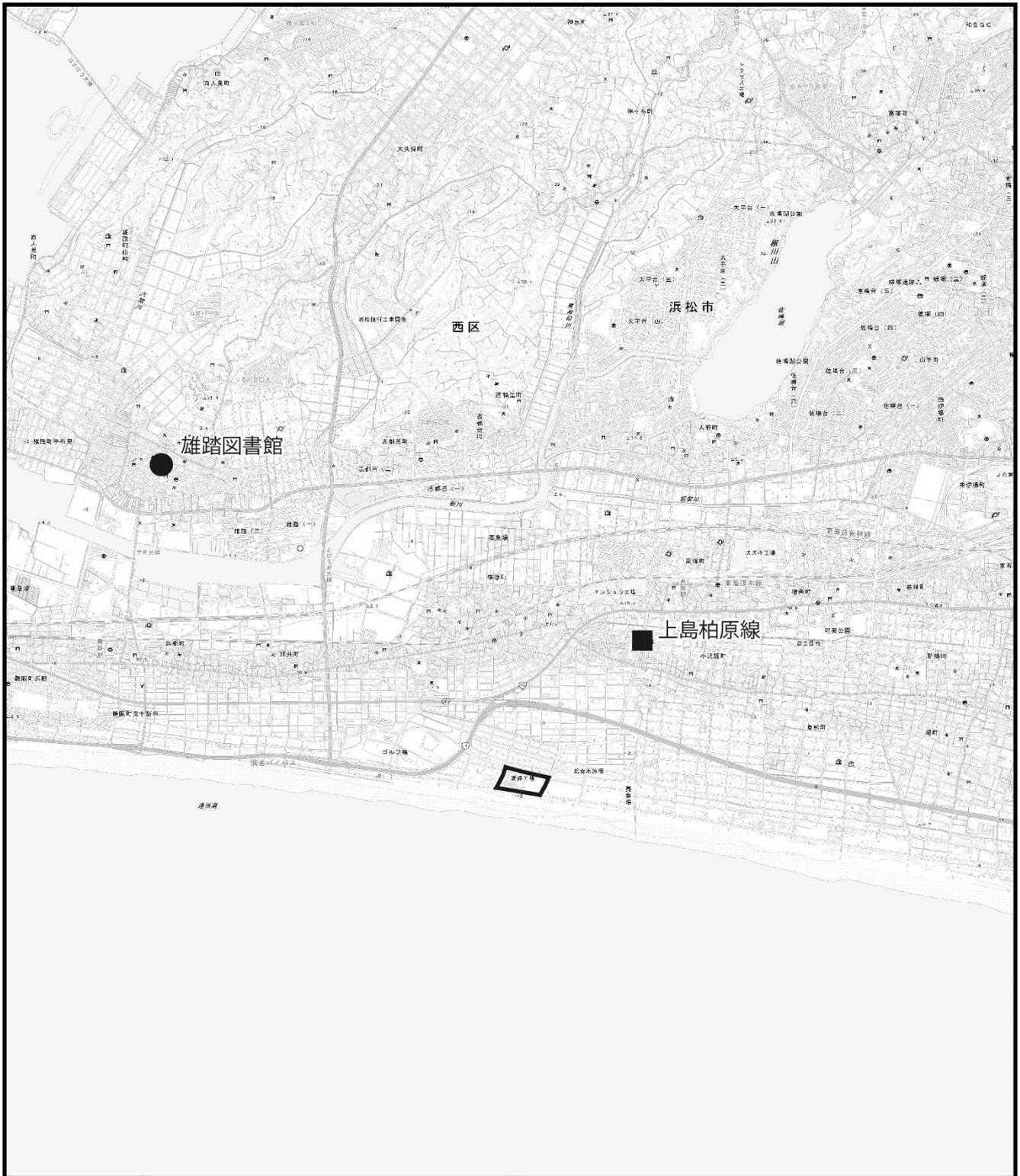
事業予定地周辺では、平成 30 年度に上島柏原線で自動車騒音を測定しており、昼夜間とも環境基準値を達成していた。

表 2.3.26 自動車交通騒音（道路交通騒音）測定結果（平成 30 年度）

測定地点 番号	路線名	測定地点の住所	時間 区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
27	上島柏原線	浜松市中央区小沢渡町	昼間	65	70
			夜間	57	65

注) 時間区分：昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～翌日の午前 6 時まで

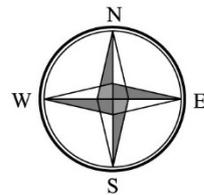
出典：「全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告）」（国立研究開発法人 国立環境研究所）



凡例

-  事業予定地
-  環境騒音(一般地域)測定地点
-  自動車交通騒音(道路交通騒音)測定地点

図2.3.6 騒音測定地点図



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

3) 工場騒音

本市は、現工場の敷地境界において、毎年度環境モニタリング調査を行っている。令和3年度における施設稼働中の騒音の測定結果を表2.3.27に、測定地点を図2.3.7に示す。

表2.3.27 工場騒音の測定結果（令和3年度）

時間帯	地点	測定時刻	騒音レベル		規制基準 (dB)	適否 (適○、否×)	当該工場からの 発生源	周囲からの影響
			測定結果 (dB)	評価方法				
朝	S-1	6:07~6:17	50	定常騒音	50	○	工場の稼働音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-2	6:22~6:42	53	定常騒音		×	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-3	6:48~6:59	52	定常騒音		×	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-4	7:04~7:30	51	定常騒音		×	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、鳥の声
昼間	S-1	10:02~10:33	49	定常騒音	55	○	工場内の稼働音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、隣接工場作業音、鳥の声、航空機騒音
	S-2	10:38~10:51	51	定常騒音		○	ダクト音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、隣接工場作業音
	S-3	10:58~11:13	45	定常騒音		○	工場内の稼働音、工場内の車両	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、鳥の声
	S-4	11:20~11:35	47	定常騒音		○	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、草刈り作業音
夕	S-1	19:00~19:11	47	定常騒音	50	○	工場内の稼働音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-2	19:27~19:37	50	定常騒音		○	ダクト音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-3	19:44~19:54	46	定常騒音		○	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-4	20:03~20:14	44	定常騒音		○	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
夜間	S-1	22:04~22:15	47	定常騒音	45	×	工場内の稼働音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-2	22:21~22:36	51	定常騒音		×	ダクト音	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)、隣接工場作業音
	S-3	22:42~22:52	43	定常騒音		○	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)
	S-4	22:59~23:09	44	定常騒音		○	—	自動車交通騒音(隣接道路、浜名バイパス)

注) 時間帯：朝は午前6時~午前8時、昼間は午前8時~午後6時、夕は午後6時~午後10時、夜間は午後10時~翌日の午前6時

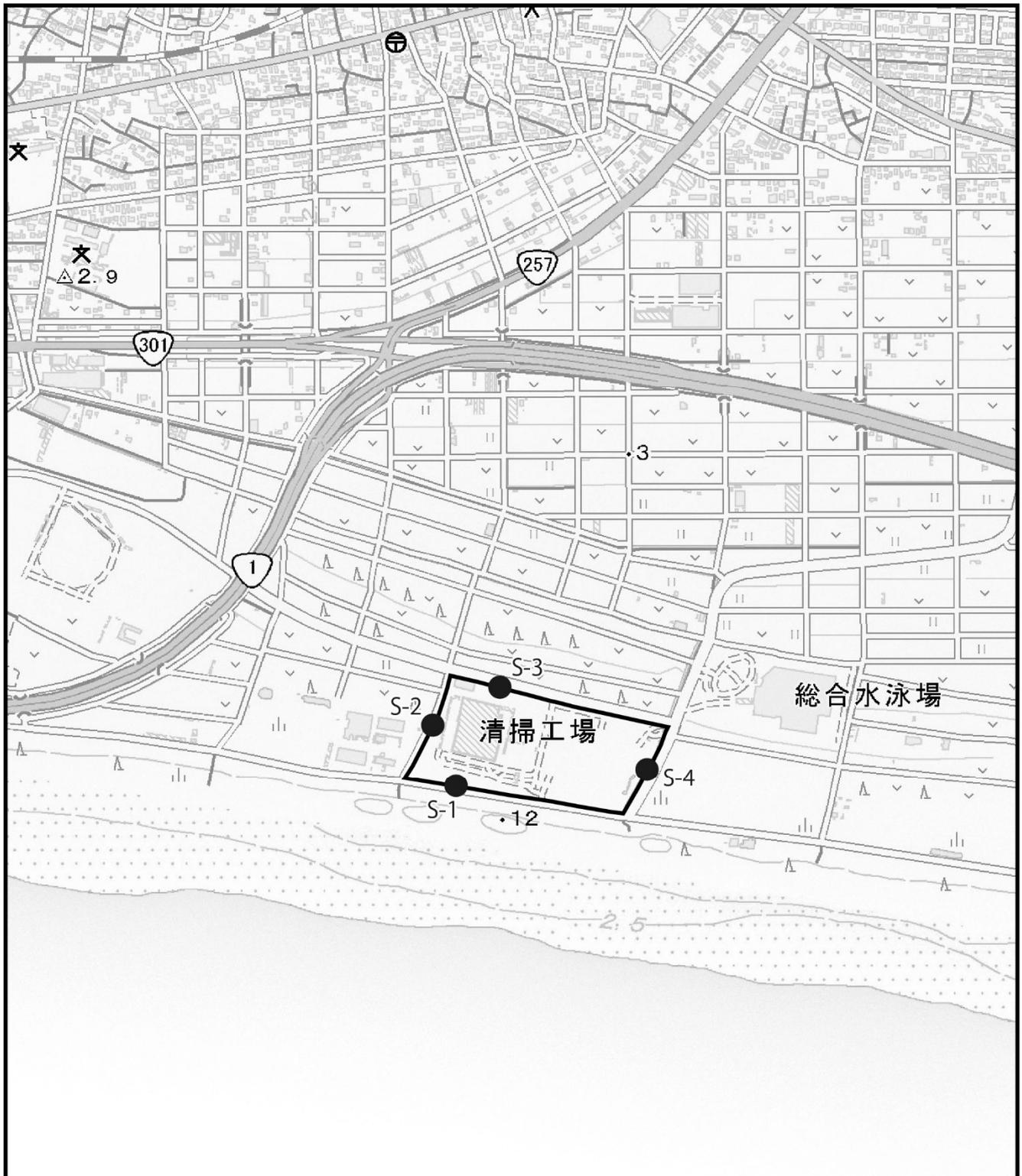
(4) 振動

本市は、現工場の敷地境界において、毎年度環境モニタリング調査を行っている。令和3年度における施設稼働中の振動の測定結果を表2.3.28に、測定地点を図2.3.7に示す。

表2.3.28 工場振動の測定結果（令和3年度）

時間帯	測定地点	測定時間	振動加速度レベル		規制基準 (dB)	適否 (適○、否×)	周囲からの影響
			測定結果 (dB)	評価方法			
昼間	S-1	10:02~10:33	33	80%レンジ 上端値	65	○	道路交通振動(隣接道路)
	S-2	10:38~10:51	40	80%レンジ 上端値		○	道路交通振動(隣接道路)
	S-3	10:58~11:13	35	80%レンジ 上端値		○	道路交通振動(隣接道路)
	S-4	11:20~11:35	30 未満	80%レンジ 上端値		○	道路交通振動(隣接道路)
夜間	S-1	22:04~22:15	33	80%レンジ 上端値	55	○	道路交通振動(隣接道路)
	S-2	22:21~22:36	37	80%レンジ 上端値		○	道路交通振動(隣接道路)
	S-3	22:42~22:52	33	80%レンジ 上端値		○	道路交通振動(隣接道路)
	S-4	22:59~23:09	30 未満	定量下限値未満		○	道路交通振動(隣接道路)

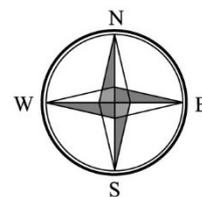
注) 時間帯：昼間は午前8時~午後8時、夜間は午後8時~翌日の午前8時



凡 例

- 事業予定地
- 騒音・振動測定地点

図2.3.7 騒音・振動測定地点図
(環境モニタリング調査)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(5) 悪臭

本市は、現工場の敷地境界において、毎年度環境モニタリング調査を行っている。令和3年度における臭気指数の測定結果を表2.3.29に、特定悪臭物質の測定結果を表2.3.30に示す。また、測定地点を図2.3.8に示す。

表2.3.29 臭気指数の測定結果（令和3年度）

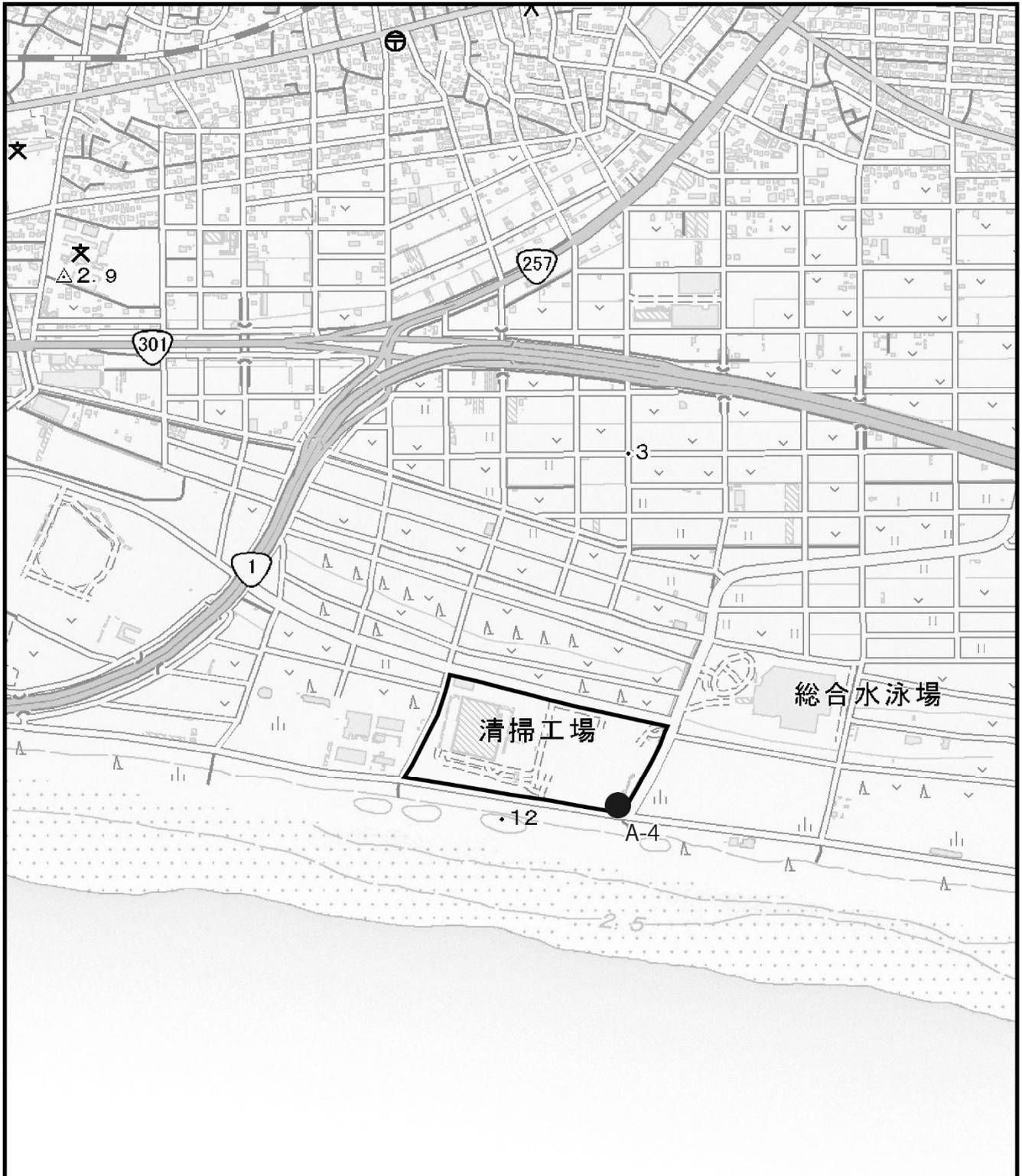
項目	測定結果	基準値	適否(適○、否×)
臭気濃度	10未満	—	—
臭気指数	10未満	10	○

注) 基準値は「浜松市と篠原地区自治会連合会等との公害防止協定の基準値」及び「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業設計・建設業務要求水準書 悪臭基準値」によるもの。現在の浜松市において臭気については、臭気指数で評価をしており、当該工場の臭気指数の規制基準は13である。

表2.3.30 特定悪臭物質の測定結果（令和3年度）

物質名	単位	測定結果	基準値	適否(適○、否×)
アンモニア	ppm	0.1未満	1	○
メチルメルカプタン	ppm	0.0002未満	0.002	○
硫化水素	ppm	0.002未満	0.02	○
硫化メチル	ppm	0.001未満	0.01	○
二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.009	○
トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.005	○
アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05	○
プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05	○
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009	○
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	0.02	○
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009	○
イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003未満	0.003	○
イソブタノール	ppm	0.09未満	0.9	○
酢酸エチル	ppm	0.3未満	3	○
メチルイソブチルケトン	ppm	0.1未満	1	○
トルエン	ppm	1未満	10	○
スチレン	ppm	0.04未満	0.4	○
キシレン	ppm	0.1未満	1	○
プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.03	○
ノルマル酪酸	ppm	0.0001未満	0.001	○
ノルマル吉草酸	ppm	0.00009未満	0.0009	○
イソ吉草酸	ppm	0.0001未満	0.001	○

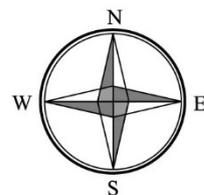
注) 基準値は「浜松市と篠原地区自治会連合会等との公害防止協定の基準値」及び「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業設計・建設業務要求水準書 悪臭基準値」によるもの。



凡 例

- 事業予定地
- 特定悪臭物質及び臭気指数測定地点

図2.3.8 特定悪臭物質及び臭気指数測定地点図



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(6) 水質

本市は、市内を流れる公共用水域の水質測定を実施している。事業予定地周辺の令和4年度における水質測定結果を表2.3.31(1)～(3)に、測定地点を図2.3.9に示す。なお、類型指定水域は、新川志都呂橋が河川C及び生物B、佐鳴湖拓希橋が湖沼B及び生物Bに指定されている。

表2.3.31(1) 河川水質測定結果

項目 (単位)	測定地点	新(西)川 御茶屋橋	段子川 新富塚橋	御前谷排水路 無名橋	東神田川 梅川橋	境川 前田橋	
生活環境項目	pH	(-)	7.5～8.8	6.8～8.5	7.9～9.8	7.7～8.8	7.5～8.6
	DO	(mg/L)	8.6～12	8.4～11	10～16	8.7～11	4.8～8.9
	BOD	(mg/L)	<0.5～0.9	<0.5～5.7	<0.5～2.5	0.7～2.1	1.3～8.2
	COD	(mg/L)	1.1～2.0	1.2～6.9	1.4～4.9	2.5～4.1	4.9～8.8
	SS	(mg/L)	<1～2	<1～17	<1～2	2～5	6～20
	全窒素	(mg/L)	3.5～5.4	1.4～2.6	1.2～2.0	2.7～4.8	1.6～2.6
	全リン	(mg/L)	0.007～0.036	0.019～0.36	0.024～0.059	0.066～0.13	0.11～0.18
	全亜鉛	(mg/L)	0.002	0.008～0.010	—	0.006～0.007	0.005～0.008
	ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	—	—
	LAS	(mg/L)	—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	—	不検出	—
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	<0.005	—
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	—	<0.01	—
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	—	<0.005	—
	総水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—
	PCB	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	—
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	—
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	—	<0.01	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	—	<0.004	—
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	—
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	—
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—
	チウラム	(mg/L)	—	—	—	—	—
	シマジン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	—	—	—
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	—	<0.001	—	
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	—	<0.002	—	
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—	
ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.3～5.3	0.90～2.5	1.4～1.9	3.2～4.8	—	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	—	—	—	
項特 目殊	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	—	<0.01	—
	クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	—	<0.01	—
その他項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.01～0.04	0.01～0.15	0.02～0.04	0.01～0.04	—
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.01～0.03	<0.01～0.01	—
	硝酸性窒素	(mg/L)	4.3～5.3	0.89～2.5	1.4～1.9	3.2～4.8	—
	磷酸性磷	(mg/L)	0.015～0.027	0.009～0.033	<0.005～0.019	0.048～0.10	—
	塩化物イオン	(mg/L)	—	—	—	—	—
	ろ過COD	(mg/L)	—	—	—	—	—

注1) 調査は、各年度において、毎月または隔月で実施しており、表中の「～」は最小値～最大値を示している。

注2) 表中の「<」は未満を示している。

出典：「公共用水域の水質測定結果（令和4年度）」（浜松市環境部環境保全課）

表 2.3.31(2) 河川水質測定結果

項目 (単位)	測定地点	堀留川 水門	新川 志都呂橋	九領川 九領橋	篠原川 水門	小山川 堀出前橋	
生活環境項目	pH	(-)	7.5~8.6	7.4~8.9	7.3~8.4	8.1~8.7	6.8~7.5
	DO	(mg/L)	6.3~12	6.5~15	6.2~11	8.5~19	4.9~7.2
	BOD	(mg/L)	1.1~12	1.1~13	0.8~3.0	0.7~1.4	1.3~2.4
	COD	(mg/L)	3.4~9.9	3.2~10	3.5~6.0	3.2~4.0	4.7~6.7
	SS	(mg/L)	4~22	2~30	2~16	<1~1	6~9
	全窒素	(mg/L)	0.71~1.5	0.96~2.5	1.7~2.9	1.5~3.1	0.57~1.1
	全リン	(mg/L)	0.083~0.36	0.047~0.24	0.069~0.14	0.072~0.14	0.089~0.15
	全亜鉛	(mg/L)	0.007~0.017	0.004~0.009	0.006~0.009	—	0.004~0.018
	ノニルフェノール	(mg/L)	—	<0.00006	—	—	—
LAS	(mg/L)	—	<0.0006	—	—	—	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	—	不検出
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
	総水銀	(mg/L)	—	<0.0005	—	—	—
	PCB	(mg/L)	—	不検出	—	—	—
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	—	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002
	チウラム	(mg/L)	—	<0.0006	—	—	—
	シマジン	(mg/L)	—	<0.0003	—	—	—
	チオベンカルブ	(mg/L)	—	<0.002	—	—	—
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	
ふっ素	(mg/L)	—	0.090~0.57	—	—	—	
ほう素	(mg/L)	—	0.3~2.2	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.32~0.33	0.02~2.4	1.1~1.4	—	0.27~0.38	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	<0.005	—	—	—	
項特 目殊	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01
	クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01
そ の 他 項 目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.02~0.12	0.01~0.24	0.09~0.14	—	0.11~0.35
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.01~0.02	<0.01~0.03	0.01~0.02	—	<0.01~0.01
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.30~0.32	<0.01~2.4	1.1~1.4	—	0.26~0.37
	磷酸性磷	(mg/L)	0.011	<0.005~0.10	0.010~0.060	—	0.029~0.057
	塩化物イオン	(mg/L)	—	1,300~10,000	—	—	400~8,600
ろ過 COD	(mg/L)	—	2.8~7.5	—	—	—	

注1) 調査は、各年度において、毎月、隔月または四半期に1回で実施しており、表中の「~」は最小値~最大値を示している。

注2) 表中の「<」は未満を示している。

出典：「公共用水域の水質測定結果（令和4年度）」（浜松市環境部環境保全課）

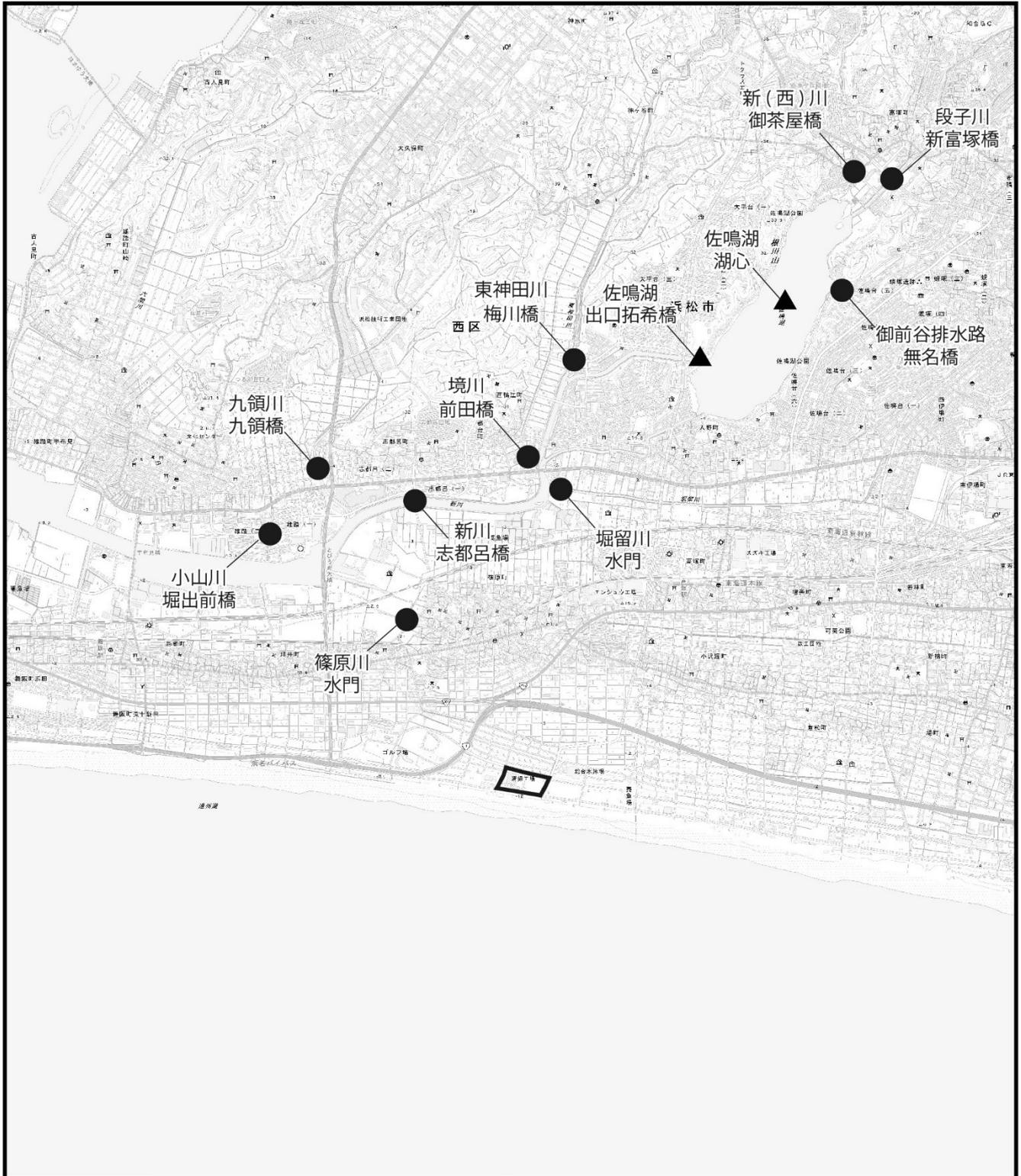
表 2.3.31(3) 湖沼水質測定結果

項目 (単位)		測定地点	佐鳴湖 拓希橋	佐鳴湖 湖心	
生活環境項目	pH	(-)	7.6~9.0	7.6~8.9	
	DO	(mg/L)	8.0~13	8.8~14	
	BOD	(mg/L)	2.4~11	2.8~14	
	COD	(mg/L)	4.5~9.7	3.7~10	
	SS	(mg/L)	5~45	3~41	
	大腸菌数	(CFU/100ml)	5~260	—	
	全窒素	(mg/L)	1.0~1.7	0.95~1.8	
	全リン	(mg/L)	0.063~0.21	0.052~0.24	
	全亜鉛	(mg/L)	0.004~0.009	0.005~0.009	
	ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	—	
	LAS	(mg/L)	<0.0006~0.011	—	
	健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003
全シアン		(mg/L)	不検出	不検出	
鉛		(mg/L)	<0.005	<0.005	
六価クロム		(mg/L)	<0.01	<0.01	
砒素		(mg/L)	<0.005	<0.005	
総水銀		(mg/L)	<0.0005	<0.0005	
PCB		(mg/L)	不検出	—	
ジクロロメタン		(mg/L)	<0.002	<0.002	
四塩化炭素		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン		(mg/L)	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン		(mg/L)	<0.01	<0.01	
シス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン		(mg/L)	<0.001	<0.001	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	<0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロペン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	
チウラム		(mg/L)	<0.0006	<0.0006	
シマジン		(mg/L)	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ		(mg/L)	<0.002	<0.002	
ベンゼン		(mg/L)	<0.001	<0.001	
セレン		(mg/L)	<0.002	<0.002	
ふっ素		(mg/L)	<0.08~0.27	<0.08~0.26	
ほう素		(mg/L)	0.2~0.8	0.2~0.7	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(mg/L)	<0.02~1.6	<0.02~1.8	
1,4-ジオキサン		(mg/L)	<0.005	—	
項目殊		銅	(mg/L)	<0.01	<0.01
		クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.02~0.17	0.01~0.11	
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.01~0.03	<0.01~0.06	
	硝酸性窒素	(mg/L)	<0.01~1.6	<0.01~1.8	
	磷酸性磷	(mg/L)	<0.005~0.025	<0.005~0.079	
	クロロフィル a	(μ g/L)	—	13~160	
	クロロフィル b	(μ g/L)	—	<1~13	
	クロロフィル c	(μ g/L)	—	4~41	
	塩化物イオン	(mg/L)	830~6,000	840~6,200	
ろ過 COD	(mg/L)	3.3~7.2	3.3~7.8		

注1) 調査は、各年度において、毎月実施しており、表中の「~」は最小値~最大値を示している。

注2) 表中の「<」は未満を示している。

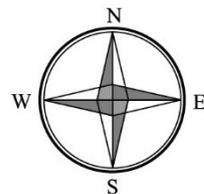
出典：「公共用水域の水質測定結果（令和4年度）」（浜松市環境部環境保全課）



凡例

- 事業予定地
- 河川水質調査地点
- 湖沼水質調査地点

図2.3.9 河川・湖沼水質調査地点



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(7) 土壌汚染

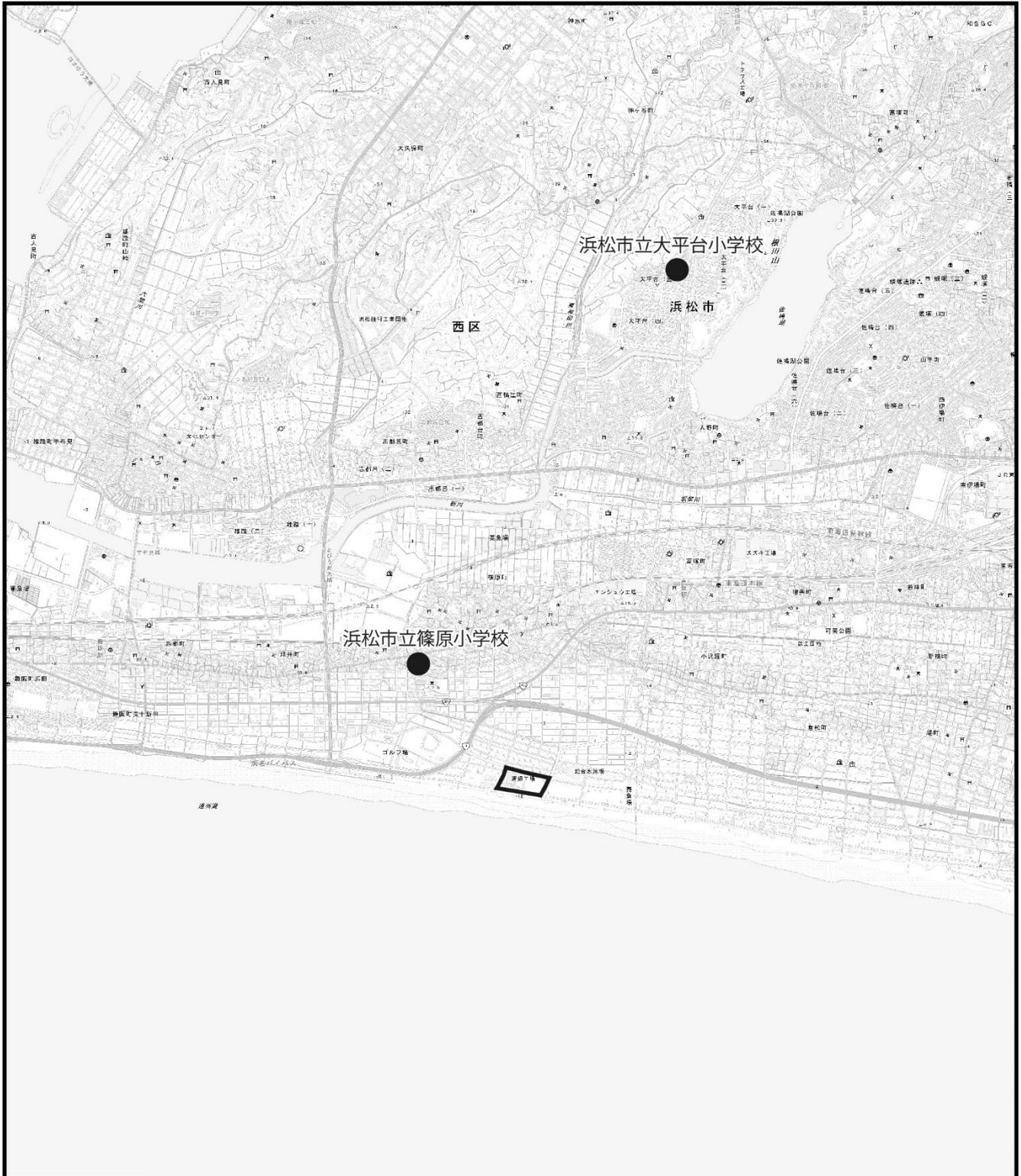
本市での土壌中におけるダイオキシン類の測定は、平成 18 年以降実施していなかったが、平成 26 年度から再び測定を実施している。事業予定地周辺では、令和 2 年度に浜松市立篠原小学校、令和 4 年度に浜松市立大平台小学校において測定を行っている。

事業予定地周辺における土壌中のダイオキシン類の調査結果を表 2.3.32 に、調査地点を図 2.3.10 に示す。

表 2.3.32 土壌中のダイオキシン類の調査結果

年 度	調査地点	所在地	測定値	環境基準
令和 2 年度	浜松市立篠原小学校	中央区篠原町	0.50 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g
令和 4 年度	浜松市立大平台小学校	中央区大平台三丁目	0.024 pg-TEQ/g	

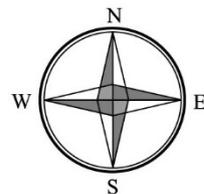
出典：「令和 4 年度 浜松市の環境測定結果」（令和 5 年 9 月 浜松市環境部環境保全課）



凡例

- 事業予定地
- 土壌中ダイオキシン類調査地点

図2.3.10 土壌中ダイオキシン類調査地点



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(8) 公害苦情の状況

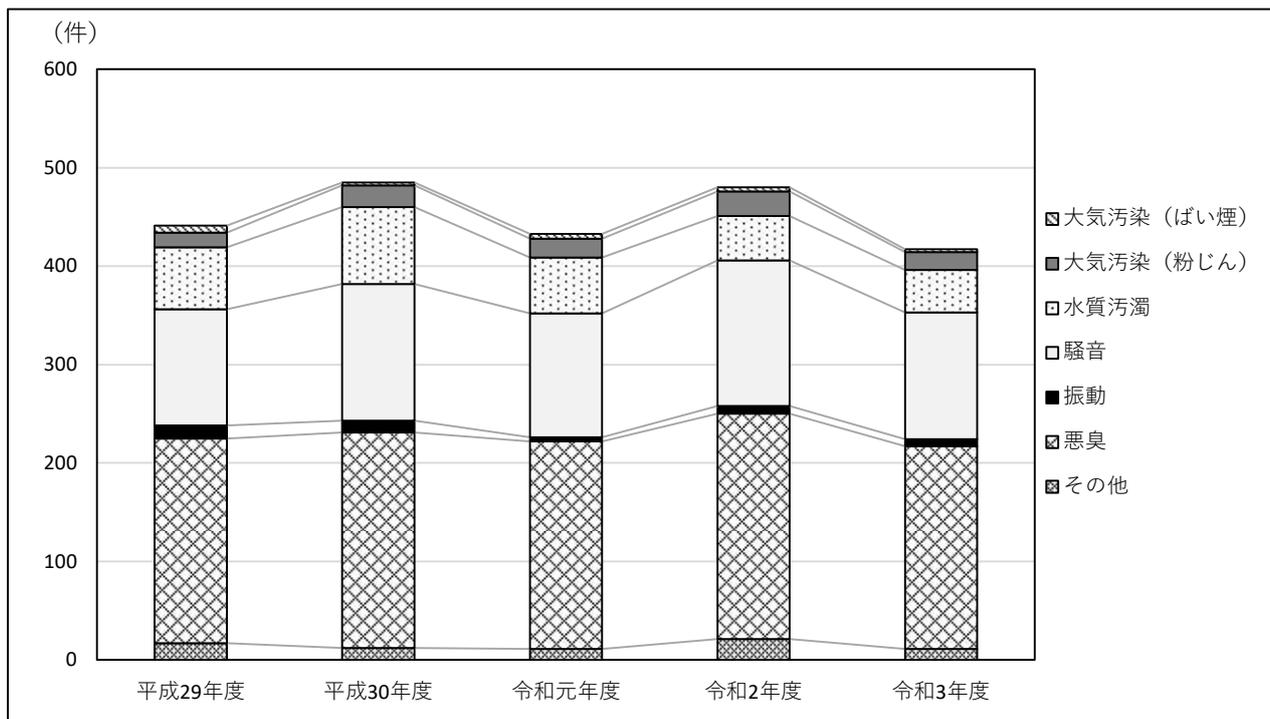
本市における平成29年度～令和3年度の公害苦情の件数を表2.3.33に、推移を図2.3.11に示す。

令和3年度の公害苦情件数の総数は417件である。種別にみると、最も多いのは悪臭の206件であり、次いで騒音の129件、水質汚濁の43件の順となっている。

表 2.3.33 公害苦情件数

年 度	大気汚染		水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
	ばい煙	粉じん						
平成29年度	7	15	63	118	13	208	17	441
平成30年度	3	22	78	139	12	219	12	485
令和元年度	5	19	57	126	4	211	11	433
令和2年度	4	25	45	148	8	229	21	480
令和3年度	3	18	43	129	7	206	11	417

出典：「令和4年版 浜松市統計書」（令和5年3月 浜松市）



「令和4年版 浜松市統計書」（令和5年3月 浜松市）より作成

図 2.3.11 公害苦情件数の推移

